

旭市新型コロナウイルス関連支援情報

対象期間などが拡大されました

中小企業者・農水産業の継続支援金

令和2年2月から7月の間に前年同月比で減収した、中小企業者や農水産業者を対象に「旭市中小企業者等事業継続支援金」「旭市農水産業経営継続支援金」を給付していましたが、今回対象期間などを拡大して、申請を受け付けます。

これまで給付対象にならなかった事業者も、給付対象になる場合があるので確認してください。

旭市中小企業者等事業継続支援金

対象

市内に事業所(店舗)または住所があり、令和2年12月31日までに事業を開始し、今後も事業を継続する意欲があり、令和2年8月から令和3年3月までのいずれかの月の売り上げが、前年同月と比較して30%以上減少している中小企業者(個人事業主を含む)

※前回の「旭市中小企業者等事業継続支援金」で20万円を受給した場合は対象外。

〈比較月の特例〉

- 令和3年1月から3月のいずれかの月で比較する場合は、平成31年同月での比較も可能
- 令和2年中に創業した場合は、令和2年の月平均売上高との比較も可能

給付額

- 売上減少率50%以上：20万円(令和元年の月平均売上高が20万円未満の場合は10万円)
- 売上減少率30%以上50%未満：10万円

※これまで10万円を受給し、今回の対象期間内で売上減少率が50%以上になったときは、申請により追加で給付が受けられる場合があります。対象者には個別に通知をしますので確認してください。

提出書類

申請書兼請求書、営業許可証など事業を営んでいることが分かる書類、令和元年分の確定申告書類の写し(令和2年中に創業した場合は令和2年分の確定申告書類の写し)、売上台帳など売上高の減少が分かる書類の写し、振込指定口座の通帳の写し、公的身分証明書の写し(個人事業主のみ)

申し込み方法

申請書に必要事項を記入し、提出書類を添えて郵送で申し込んでください。申請書は市商工観光課、市役所本庁または各支所、旭市商工会の窓口で入手できるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

申請期限

5月31日(月)消印有効

☎ 289-2504 旭市二の5127 商工観光課商工労政班(☎62-5874)

旭市農水産業経営継続支援金

対象

市内に住所があり、令和2年12月31日までに農水産業の経営を開始し、今後も事業を継続する意欲があり、令和2年8月から令和3年3月までのいずれかの月の農水産業に係る売り上げが、前年同月と比較して30%以上減少している農水産業者(法人含む)

※前回の「旭市農水産業経営継続支援金」で20万円を受給した場合は対象外。

〈比較月の特例〉

- 令和3年2月または3月で比較する場合は、平成31年同月での比較も可能
- 令和2年中に経営を開始した場合は、令和2年の月平均売上高との比較も可能

給付額

- 売上減少率50%以上：20万円(令和元年の月平均売上高が20万円未満の場合は10万円)
- 売上減少率30%以上50%未満：10万円

※これまで10万円を受給し、今回の対象期間内で売上減少率が50%以上になったときは、申請により追加で給付が受けられる場合があります。対象者には個別に通知をしますので確認してください。

提出書類

申請書兼請求書、令和元年分もしくは令和2年分の確定申告書類の写し、売り上げ台帳など売上高の減少が分かる書類の写し、振込指定口座の通帳の写し(申請者名義とする)

※個人事業主は、公的身分証明書の写し。

申し込み方法

申請書に必要事項を記入し、提出書類を添えて郵送で申し込んでください。申請書は市農水産課、市役所本庁または各支所、JA各営農センターの窓口で入手できるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

申請期限

5月31日(月)消印有効

☎ 289-2604 旭市高生1 農水産課振興班(☎74-3671)